

【新旧対照表】

《 セブンカード（一般法人用）規約・規定集 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

本文		
現行	改定後	備考
第1章 総則 第4条（カードの貸与およびカードの管理） 1. 当社は、会員に対し、カード使用者1名につき1枚の当社が発行するカードを貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除きます。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行うものとします。	第1章 総則 第4条（カードの貸与およびカードの管理） 1. 当社は、会員に対し、カード使用者1名につき1枚の当社が発行するカードを貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。<u>また、</u>カード使用者は、カード（ただし、を貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除きます。）<u>（サインパネル）を貸与されたときに）がある場合は、</u>直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行うものとします。	【改定】 実態に合わせるため
第12条（届出事項の変更） 1. 会員が当社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払口座（第23条に定めるものをいいます。以下同じとします。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。また、当社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合、会員は、これに応じ当該資料を提出するものとします。	第12条（届出事項の変更） 1. 会員が当社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払口座（第23条に定めるものをいいます。以下同じとします。）、<u>Eメールアドレス等、個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等を指します。）</u>、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。また、当社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合、会員は、これに応じ当該資料を提出するものとします。	【改定】 実態に合わせるため
第2章 ショッピング利用 第19条（ショッピングの利用） 2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代わる所定の手続きを行うことによりまたは売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用できることがあります。	第2章 ショッピング利用 第19条（ショッピングの利用） 2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、<u>所定の売上票にカードの署名原則と同じ署名を行うこと、</u>して加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、<u>または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、</u>ショッピング利用を行うことができます。なお、<u>売上票への署名または</u>当社が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代わる<u>り、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の</u>所定の手続きを行うことにより、<u>または売上票への署名や</u>端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用できることがあります。	【改定】 実態に合わせるため

同条 3. 会員は、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他当社が特に認めた取引を行う加盟店において、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法によりまたは当該方法に加えてセキュリティコードもしくは本人認証サービスを利用するためのパスワードを送信する方法その他当社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者は、当社所定の方法によりカードの提示および売上票への署名を省略することができます。	同条 3. 会員は、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他当社が特に認めた取引を行う加盟店において、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法によりまたは当該方法に加えてセキュリティコードもしくは本人認証サービスを利用するためのパスワードを送信する方法その他当社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者は、当社所定の方法によりカードの提示および<u>売上票へ暗証番号の署名入力</u>を省略することができます。	【改定】 実態に合わせるため
同条 4. 会員は、当社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引について、予め会員が加盟店との間で合意している場合、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、または、売上票への署名等を行い、残額（署名を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名を省略することができます。	同条 4. 会員は、当社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引について、予め会員が加盟店との間で合意している場合、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）</u>を行い、残額（<u>署名暗証番号入力等</u>を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、<u>売上票への署名暗証番号入力等</u>を省略することができます。	【改定】 実態に合わせるため
第3章 お支払方法その他 第28条の2（取引の制限等） （新設）	第3章 お支払方法その他 第28条の2（取引の制限等） <u>(5) 個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じとします。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u>	【改定】 実態に合わせ、項番を追加
同条 (5) (1) から (4)	同条 <u>(5) 前各号—(1)から(4)</u>	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正
第29条（退会および会員資格の喪失等 3. 次のいずれかに該当した会員（(4) または (10) については、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含みます。）をいい、カード使用者が (1) から (3)、(5) から (8)、(11) および (12) のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含みます。）は、(1)、および (4) および (13) のいずれかに該当した場合は当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13) においては当社が会員資格の喪失するものとの通知をしたときに、会員資格を喪失します。	第29条（退会および会員資格の喪失等 3. 次のいずれかに該当した会員（(4) または (10) については、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含みます。）をいい、カード使用者が (1) から (3)、(5) から (8)、(11) および (12) のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含みます。）は、(1)、および (4) および <u>(13)</u> のいずれかに該当した場合は当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、<u>(13)</u> においては当社が会員資格の喪失するものとの通知をしたときに、会員資格を喪失します。	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正
同条 （新設）	同条 <u>(13) 個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</u>	【改定】 実態に合わせ、項番を追加
同条 (13) その他、当社が会員として不適格と判断し	同条 <u>(13)</u> その他、当社が会員として不適格と判断	【改定】

たとき。	したとき。	項番追加に合わせ、表記修正
第 32 条（費用の負担） 支払責任者は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。	第 32 条（費用の負担） <u>1. 支払責任者は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</u>	【改定】 項番追加に合わせ、表記修正
同条 （新設）	同条 <u>2. 支払責任者が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と支払責任者との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社が公表する金額を支払責任者は負担するものとし、支払責任者は当社の請求に基づき、当該金員を第 23 条に定める方法により当社に対して支払うものとします。</u>	【改定】 実態に合わせ、項番を追加